

1987

757
1042

基督信徒の義務

020540-000-5

特65-238

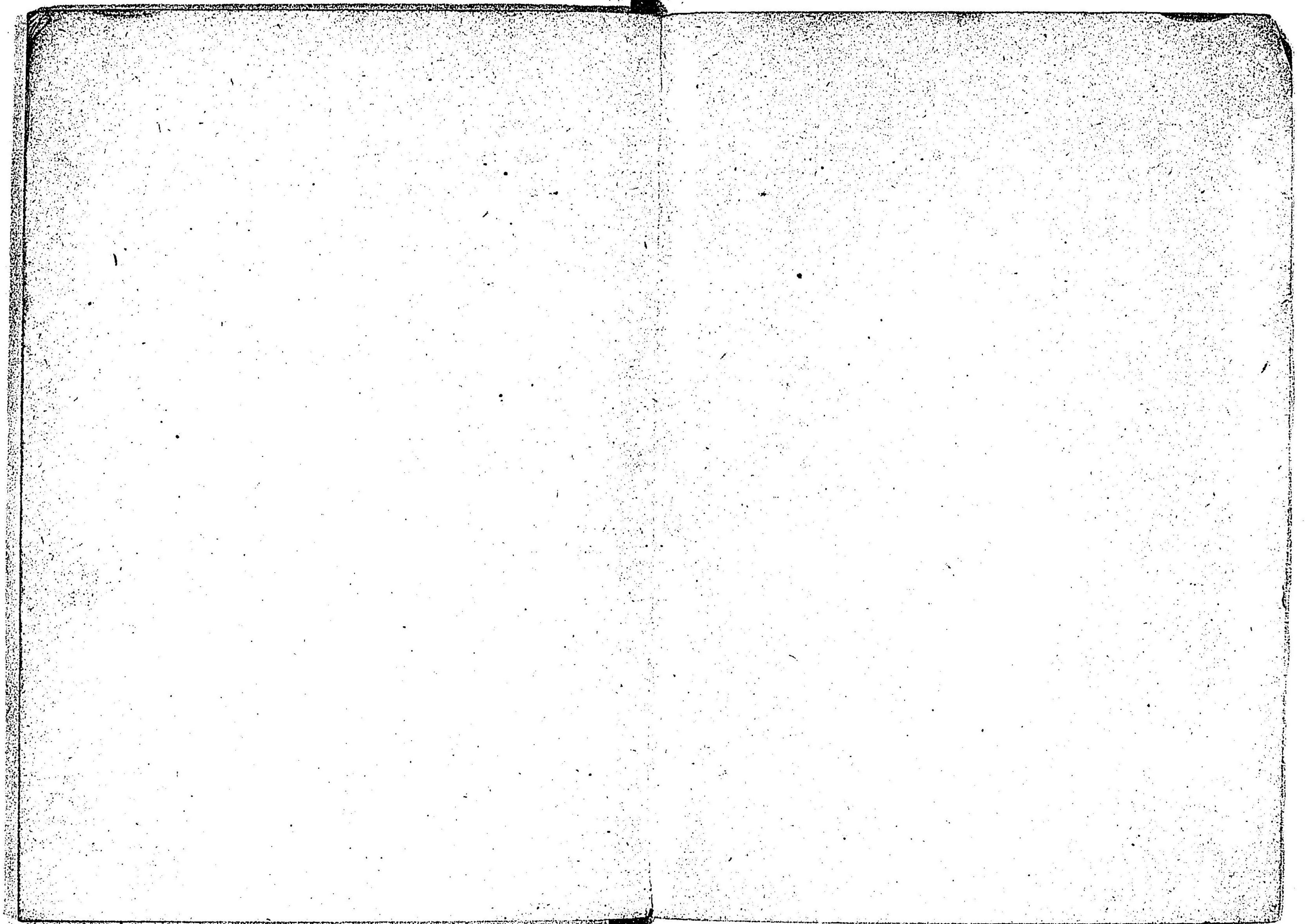
基督信徒の義務

堀田 達治/著

M31

ABI-0353





序

需要あれば茲に供給なかるべからざるとは、
 の通則たるのみならず又宗教界に於ても然りとす現今我
 基督教界の需要物一二に止まらざるべしといへども基督
 教徒の義務を説明するとも確に其一なるべしと思はる未
 信者にして一朝悟る所あり基督教徒となりて教會員たら
 んとするに臨み其先牧師傳道師役員等に尋ねることは何
 ぞといはれ基督教徒の義務教會員の責任といふとなるが



如し且夫今日の基督教徒は皆能く其の義務を知り而して之を盡し居るや否やといふに我等は其或は然らざらんとを恐る是等の需要に應ずるには勿論活ける役者の説明は最も必要なれども之を適當に説明せる所の書籍も亦必要なるべし此の需要に應じてか然らざるか二十餘年前に新鴻に宣教せるパーム氏基督教徒義務論てふものを譯述せり然れども其後絶版せるにや坊間今日は亦此書を見ることなし勿論歐米の諸國には是等の著述一ならざるべきも

邦語を以て我國人に適せる著述は我等の不敏なる未だ是あるを知らず是予の不肖をも顧ず信徒の義務に關する小冊子を著述せんと企てたる所以なり此の小冊子素より義務に關する完璧の書なりと云ふにあらざ唯大著述者の先驅者たらんと欲するのみ

明治三十一年十月

著者識

Chapter 1: Introduction to the Duties of Christians
Chapter 2: Duties to the Church
Chapter 3: Duties to the Community
Chapter 4: Duties to the State
Chapter 5: Duties to the Family

基督信徒の義務目次

總論

第一編 教會に對する義務

第一章 教會員となるべき義務……………四頁

第二章 教會の諸集會に出席するの義務……………九

第三章 教會に出金するの義務……………一七

第四章 牧師に對する義務……………二六

第五章 教會員相互の義務……………三五

第二編

家庭に於ける信徒の義務

第一章

基督信徒の家庭……………四五

第二章

家拜……………四八

第三章

家族を主に導くべき義務……………五三

第四章

汝の子女をエホバに獻げよ……………五九

第五章

夫婦間の義務……………六四

第六章

父母に對する義務……………七〇

第七章

主従の義務……………七四

第三編

社會に對する信徒の義務

第一章

政府に對する義務……………七九

第二章

社會の罪惡を責むべきこと……………八三

第三章

矯風事業に盡力すべきこと……………九〇

第四章

基督教の眞理を宣傳すべきこと……………九七

第五章

世人の模範となるべきこと……………一〇五

第四編

三一の神に對する義務

第一章

父なる神に對する義務……………一一三

第二章

キリストに對する義務……………一二八

第三章

聖靈に對する義務……………一二四

基督信徒の義務目次終

第一章 義務の總論
 第二章 義務の分類
 第三章 義務の履行
 第四章 義務の違反
 第五章 義務の免除
 第六章 義務の終止
 第七章 義務の轉移
 第八章 義務の繼承
 第九章 義務の代理
 第十章 義務の委託
 第十一章 義務の擔保
 第十二章 義務の擔保人
 第十三章 義務の擔保責任
 第十四章 義務の擔保責任の免除
 第十五章 義務の擔保責任の轉移
 第十六章 義務の擔保責任の繼承
 第十七章 義務の擔保責任の代理
 第十八章 義務の擔保責任の委託
 第十九章 義務の擔保責任の擔保
 第二十章 義務の擔保責任の擔保人
 第二十一章 義務の擔保責任の擔保責任
 第二十二章 義務の擔保責任の擔保責任の免除
 第二十三章 義務の擔保責任の擔保責任の轉移
 第二十四章 義務の擔保責任の擔保責任の繼承
 第二十五章 義務の擔保責任の擔保責任の代理
 第二十六章 義務の擔保責任の擔保責任の委託
 第二十七章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保
 第二十八章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保人
 第二十九章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任
 第三十章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の免除
 第三十一章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の轉移
 第三十二章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の繼承
 第三十三章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の代理
 第三十四章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の委託
 第三十五章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保
 第三十六章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保人
 第三十七章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任
 第三十八章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の免除
 第三十九章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の轉移
 第四十章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の繼承
 第四十一章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の代理
 第四十二章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の委託
 第四十三章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保
 第四十四章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保人
 第四十五章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任
 第四十六章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の免除
 第四十七章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の轉移
 第四十八章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の繼承
 第四十九章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の代理
 第五十章 義務の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の擔保責任の委託

基督信徒の義務

總論

儼然たる道義法あるも人には是非の心なければ以て其の行爲を照檢すること能はず又人に自由の意志なければ行爲を撰擇すること能はざるなり然るに人は幸にして皆是非の心を有し又自由意志を具ふ故に人は道義的の動物にして義務を行ふべきものなり義務とは何ぞ義務とは即ち道義の法則に従ふことなり人已に道義的の動物として創造

せられたる以上は義務を行ふ責任あるは誰も否定すること能はざるべし故に吾人は法治國の國民たる以上は法律を遵奉するの義務あり又日本國民たる以上は日本國に對するの義務あるなり君臣の間には君臣の義務あり父子の間には父子の義務あり主従の間には主従の義務あり夫婦の間には夫婦の義務あり朋友と朋友の間會社と會社員との間にも亦それ／＼の義務あり斯の如くにして何事か關係を有する所には義務ありて必ず之に伴ふものなり基督信徒も亦一種特別の義務ありて其責任の大なるを殆ど未信者の知らざるところなりされば此の如き小冊子にて之

を論じ盡すことは素より能すべきにあらざれば只大體を論究して一は信徒諸君の猛省を乞ひ一は今後決心して基督信徒たらんと欲する人々の衆となさんと欲す信徒たるものは第一教會に對して義務あり第二人に對して義務あり第三神に對して義務あるなり之を概括すれば基督信徒は神と人とに對して義務あるものなり故に信徒にして義務を果せば神の榮光は輝き顯れ信徒にして其義務を怠れば神の榮光は自ら曇るべし其顯るゝと曇るとは一に信徒が其義務を盡すと否とに存すとすれば信徒たるもの自ら深く省る所なくして可ならんや

第一編 教會に對する義務

第一章 教會員となるべき義務

人誰にても己にキリストを信じて信徒となりたる以上は
 何かの教會に屬すべきの義務あり何となれば教會は神の
 立て給ひしものにして信徒の教會員となることは神の望
 み給ふ所なればなり否命を給ふ所なればなり世には教會
 員となるの必要なしと言ふものあり其人の辭柄に曰く
 殊更に教會員とならずとも聖日には休業し或は密室或は
 山野己の欲するまじく聖書を讀み禮拜を捧げなば可な
 らんと是大に然らず聖書を讀み祈禱を捧ぐることは固よ

り一日も廢すべきとにあらざ況や聖日に於てをや然るに
 家庭に於て此の如く行ふが故に教會に屬し會堂に行くの
 必要なしとは抑も何事ぞ一家族相集りて神を禮拜するこ
 と若信徒の義務ならば數家族即ち一教會員が一堂に集會
 して神を禮拜し奉るは至當のことにして神も亦此の如き
 ことを好み給ふなり然るを信徒にして此の如き集會を無
 用視するは抑も何事ぞや之を無用となし又無益とも思ふ
 ものは一人もあるべからざる筈なり
 信徒が教會の會員となることを好まざるは畢竟教會を厭
 ふ故なり何故に厭ふかとなれば多くは是教會の政治に飽

き足らざる所あるか然らざれば教會より束縛せらるゝを
 好まざる故なり然れども信徒若教會政治に不満の所あら
 ば之を改良することに盡力すべき筈ならずや善良なる教
 會政治を設立することは神の望み給ふ所にして又信徒た
 るものゝ爲すべき義務なればなりまた教會の束縛を恐れ
 て教會員となることを厭ふが如きは神の子たるものゝ之
 を口にすることだも耻づべきことなり教會は勿論不法不
 義者にあらざれば之に忠告諫戒を加ふるものにあらず此
 故に教會の教規如何ほど厳くとも善良なる信徒は更に痛
 苦を感ずるが如きと是あるべからず然るを教會に入ること

どを好まずして名を不自由に藉るものは是我儘を好む所
 の信徒といふべし教會に屬することを好まざる信徒よ汝
 は如何なる言譯がある教會員となることを好まざる信徒
 よ汝は何處に汝の信仰と行を監督せられんと思ふや主曰
 く『信徒にして無法なるものあらば教會に告げよ』と汝は此
 の教を如何に解釋するか
 人は社交的の動物なれば其人性の自然より論ずるも全じ
 神を信じ全じ教主に救はれ全じ主義を持する所の者が一
 の教會を組織することは至當のことなり往古來今此の世
 に教會の存在するは全く人性の自然に出でたるものなり

此の故に教會員となるとを好まざるものは即ち人性の自然を傷ぶるのなり基督の此の世に教會を立て給ひしは眞性の自然に基きて打算したるものにて教會員互に助け合ふと云はば此の世に於て最も大切なることなるに由り且夫信徒は其主義を發表せんと欲せば一人の勢力よりも數人數十人の勢力を集めれば十層多くなり成効するを得べし又悪魔の城壘を打破するは此の如き必要に迫られて此の世に存するものならば信徒たるもの必ず何かの教會に屬し其教會員となりて責任を果さんとを勉めざるべからず

第三章 教會員の諸集會に出席すべき義務
 信徒にして已に一教會の會員となりたる以上は其教會に催す所の諸集會に出席すべし是其教會に盡すの一義務なり獨り安息日に集會するのみならず他の日に於ての集會に必ち勉めて出席せしめ教會の盛大を計らざるべからず教會員にして集會に出席することを怠るに至れば自然と其教會は衰微すべきなり余輩は強に然かといふにあらざれば凡て教會の諸集會に出席することを怠るほどの人は大抵不熱心の信者なるを常とす然らざれば不平あるの人なりと

れば讀者諸君の内若教會の諸集會に出席を怠る人あらば
 乞ふ自ら己を省みよ必ずや己の不熱心若くは其不平が原
 因となり居ることを發見せん嗚呼不信不平共に我等の厭
 ふべき語にあらずや然るに出席を怠る人に向つて汝は何
 故に出席することを好まざるやと問はし不熱信なる信徒
 は即ち答へていはん余は出席を好まざるにあらず用事の
 多きを如何にせんと眞に用事多くして出席すること能は
 ざる次第ならば誠に止むを得ざることなりされど世には
 用事多しとの一言を以て出席を促されたるときの唯一の
 答辯となし居るものなきにあらず是信徒たるもの、答辯

としては如何かと思はる若夫此の如き假托の答辯を爲し
 居る間には知らず識らず偽善に流れ詐欺を口にし之を意
 に介せざるに至るべし豈恐るべきことならずやされば教
 會の役員若くは牧師の訪問を受けて欠席の言譯をなすに
 臨み言を左右に托せんよりも寧ろ不熱信の結果として欠
 席せし次第ならば即ち其事情を明言し信仰の強まる様祈
 り且勧めらるゝを以て遙に優れりとす然るに多くの信徒
 は只管に其事情を隠蔽し其弱點を暴露するを畏れ終に救
 ふべからざるに至ると多し寔に嘆かはしき次第なり
 不平家は曰く當教會の牧師の説教は甚だ拙なり一週中の

靈魂の糧を得んと欲して可憐時間を徒費するに過ぎず我
 等は會堂に至れども牧師の説く所は平々凡々聴くに堪え
 ず何の得る所なかも是なくして歸宅せざるを得ず此の如き
 次第なるが故に余は最早決心せり余は會堂に出席せんよ
 りは寧ろ家にありて聖書を讀み禮拜を捧ぐることを優れ
 りと思ふと未だ此信徒のいふが如くにして牧師の説教が何
 の利益なきも是なかりしとすれば甚だ氣の毒の如にて飽ま
 で牧師を責めざるべからざればと試に問はん聖日に會堂に
 出席するは只牧師の説教を聽聞せしが爲なるか將た
 他に意味あることなるかと成程牧師の説教を聽くことは

禮拜堂に至る目的の一には相違なかるべしされど決して
 全體の目的にはあざむかひし聖日は禮拜堂に集會する
 の眼目は神の禮拜する爲なり説くは唯禮拜の一部分なる
 ののみ故に集會する所の以て禮拜を廢すか如きは
 聖日に集會する所の以て禮拜を廢すか如きは
 且夫牧師の説教は常に善き故に牧師に
 説教者にあらず又常に善き説教者にあらず
 善真の説教は常に善き説教者にあらず又常に善き説教者
 汝の兄弟の教を望むは勿論悪き事情を察し之に全情を表
 する所なかるべからず然るを何人も善き説教を望み亦

常に善き説教を望むは過酷なりといはざるを得ず加之我
 には何の利益なしと思はるゝ説教にても今神の僕が我に
 教を爲せるなりと覺悟して之を聴くときは其説教は意外
 に我に的中せる箇條なるを發見すると多し
 祈禱會に出席者の少きは蓋し天下の諸教會の通弊ならん
 さりながら祈禱會の盛衰は教會の運命にも關する大切の
 とにて祈禱會盛なる時は教會も亦榮へ祈禱會衰ふる時は
 教會も終に枯衰すると思はゞ教會員たるものは勉めて
 祈禱會に出席せざるべからず斯く言はゞ不平家は亦曰は
 ん余は祈禱會に出席せざるべからざるを知る然れども我

が教會の祈禱會は無味淡泊にして常に全じことを繰返す
 のみ少も新きことなし是豈我々の堪ゆる所ならんやと夫
 或は然らん世には説教者は多くあれども祈禱會の司會者
 は甚だ少きものなれば其不平も亦無理ならぬことなりさ
 りながら斯の如き口實を以て會員皆祈禱會に出席するこ
 とを怠るに至れば祈禱會は遂に隆盛に達するの時期ある
 べからず祈禱會の勃興は司會者の技術如何にも大關係あ
 りれど集會者夫自身にも亦少からぬ關係あり此故に集會せ
 る人々にして皆熱心に祈り熱心に感話せば其會は自ら隆
 盛に赴くべし祈禱會は説教會と異にして出席者自身各々

己の働きを顯すとを得果して然らば此の集會をして興味ある祈會たりとむるも將た又眠れる集會たりしむるも一に出席者之心掛如何にあり然るを只司會者のみを責めて己の責任を省みざるは抑も何事ぞや
 教會に集會おな毎に務めて能く之に出席するとは獨り己の益たるのみならず又教會の爲なり又他人の爲なり教會に行きては御客の如くに腰掛に靜坐することなく能く來會者に注意せ之に對して相當の氣付をなす時は新に來りて勝手の知れざる人の如きはそれが爲非常の便宜を得べく而して又其厚情に感じて終には救に至ることもあるべ

きなり故に教會に出席することは萬一己に益を及ぼさずとするも信徒の義務なるを辨へて之を怠るべからず而して義務を果すとは又我に一種の益を興ふるとにあらずや
 第三章 教會に出金するの義務
 教會の事業を隆盛ならしめ教會の軀面を維持せんと欲せは相當の費用を要するは言ふまでもなきことなり故に苟も信徒たるものは皆相應に教會の爲に出金せざるべからず然るを若教會員にして出金を怠るときは夫と同時に教會の事業は停滯せざるべからずされば信徒たるものは常に此の義務を果さんことを心掛くべし

或信徒は教會の役員より教會に出金すべきことを勧められたるとき驚きて曰く余が佛教を棄て基督教に改宗せし所以のものは佛寺にては動もすれば余に出金を促し兎角失費多くして其負擔に堪えず之が爲余は基督教に轉宗したる次第なり然るに思ひきや基督教に於ても亦佛教の如く出金せざるべからざらんとはと世には斯る心得違をなし基督教は外國人のみ出金して本邦人は出金するの必要なきが如く思ひ居る人ありされど其は大なる誤にて實は基督教に改宗したる以上は一層多く出金せざるを得ざる義務あるに至るなり是併しながら神に事へ人を愛する至

情よりして出る行爲なるが故なり元來出金の故を以て改宗するが如きは野鄙輕薄の至りにして宗教の何ものたるを知らざる人の所爲なれば取るにも足らざるとなれども實際世間には此の如き考を懷き居る人亦是なしとせず由て聊か辯じ置きたるなりさればとて教會は勿論政府が租税を徵發するが如く出金を徵發するものにあらず是信者各自が己の力の許す限り其信仰のまに／＼喜んで差出す所の獻金なり或信者は世の所謂協會若くは俱樂部といふものゝ如く毎月若干と割附けらるゝ方便なりと言ふとあり然れども教會の會費

は此の如くすべきものにあらざ、蓋し教會員の富は均一な
 らざればなりされば富者は富者相應に貧者は貧者相應に
 出金することは神の聖旨なり故に我輩はいふ教會の出金
 は猶政府に所得税を納むるが如しとされば富者毎月百金
 を出金するの力あらば宜く百圓を出金すべく貧者毎月一
 錢を出金するの外餘裕なくば一錢を出金するもよし而し
 て百圓を出すもの必ずしも自負すべからず一錢を出金す
 るもの心ずしも耻づべからず然るを富者にして貧者を助
 けたりと思ひ萬々一にも貧者を凌ぐが如きことあらば其
 罪恕すべからず何となれば富者の百圓を出金することは

至當のことにして貧者の一錢も亦至當のことなればなり
 世には往々出金高の多きを以て誇るものあり宜く誇るこ
 との代に此の出金をなさしめ給ふ神に感謝せよ主は曾て
 「エルサレムの神殿の賽錢箱の側に立ちて投金するもの、
 有様を見そなはし給ひ富者の多く投入れたるを譽め給は
 ずして却て貧き婦人が唯レアタニツを投じたるを激賞し
 給ひたるとありされば出金の貴きは其高の多少に關する
 とにあらざ、只その精神如何にあり若夫自負の心を以てす
 る百金は謙遜の心を以てする一錢の貴きには如かざるな
 り

されば教會に出金するものは神に獻金するものなることを
 を忘るべからず人若教會に出金せば神は能く之を知り給
 ふ故に會員の出金は神之を受けたまふなり勿論その金員
 は或は牧師の給料となり或は教會の雜費となるといへど
 も是皆神の御用の爲なり然るに信者にして牧師の糊口に
 供給するものと思ひ、牧師の傭主を以て自ら任ずる人はな
 きにあらず是己を以て神とするものにて神の御前に謙遜
 の徳を欠くものといはざるべからず成程人爲的に言做せ
 ば其金は我手より出て牧師の手に入るものなるが故に、我
 は牧師の給料の拂人なれども其金は已に神にまで獻じら

る金なり而して牧師なるものは神より其金を受けたるこ
 となれば出金するものは此のことを忘るべからず
 教會員たるものは毎月或は毎年幾何の金を教會の爲に出
 金せざるべからざるかとは能く人の問ふ所なりされども
 是は已に前にも論ぜし如く教會に對する出金は所得税を
 納むると等きことなれば教會は納税者を強迫して幾何出
 金すべしと命令的に之を限るべきにあらず往古イスラエ
 ル人は純益の十分一を神に獻ぐるを例とせしが是將た今
 日に行はれ難しといはれ、それまでのとなり余の教會員に
 勧めたき所は神に對する獻金として良心に耻ぢざる程度

にて出金することなり人より見れば如何に巨額なる出金
 にても神は之を何と見給ふらん其は唯出金せる當人と神
 とのみ之を知る
 信徒にして往々教會の爲に出金することに苦情を鳴らす
 ものあり其心術寔に憐むに堪えたりといふべし余は斯る
 貪吝の人に對して聊か反省を乞はざるべからず曰く足下
 は教會員となりて毎月幾何づゝの教會費を納むるか壹圓
 づゝか五圓づゝか而して之をさへ尙多しと言ふか足下は
 其未だ救はれず未だ教會の會員たらざりし以前にありて
 は酒代として毎月幾何宛を拂ひしか又放蕩濫費の爲に幾

何宛を散財せられたるや又夫が爲に病氣となり曠職とな
 り欠勤となり不首尾となりて幾何を損せられしや之を秤
 量打算せられたらんには今の五圓は誠に輕き負擔なるべ
 し好し一步を譲りて今の五圓の方遙に彼時の失費よりも
 多しとするも彼は下劣の失費なり是は高尚の捨財なると
 を思ふべし且又救はれざりし以前無益の失費あらざりし
 にもせよ出金し得る限に於て出金するとは如何ばかり愉
 快のとにあらざや神は足下を救ふ爲に血を流し肉を裂き
 給ひたるぞかし我等この恩徳を蒙りたるもの區々たる金
 錢に苦情を鳴らすが如きことありて可ならんや

信徒たるものはキリストの遺せる事業を引受けたるものに
 ならずや然らば其事業を發達せしむる爲に若金錢の必
 要あらば之を出金することは當然の事なり世界にある四
 億萬餘の基督信徒が各々其利益の十分の一を神に獻金し
 て神の榮光を顯さば嗚呼如何に著しき進歩と發達を見る
 べきぞ讀者諸君汝が獻ぐる一錢も亦是神の御榮の顯る基
 なり若之を思はば自ら出金の志禁ずる能はざるに至るべ
 き筈ならんと思ふなり

第四章 牧師に對する義務

規今信徒が牧師に對する感想を觀察するに二様の極端な

る意見あるが如し一は牧師なるものは我々の備ひ置くも
 のにて我等は隨意に之を處置するの權利あり然るを我等
 の雇人たる牧師にして若生意氣なる言を吐き差出がまし
 きとをなせば我等は之を罷免するまでなりといふものな
 り又一は牧師を見ること神の如く牧師の一言一行皆悉く
 取りて模範とすべきものなりと誤想することなりされど
 牧師より見る時は餘り尊重せられ過ぐるも又餘り輕蔑せ
 らるゝとも共に心地よきことにはあらずされば敬して而
 も過度に陥らず親みて而も狎れず丁寧なる禮節ある人と
 して牧師に對せざるべからざるなり

信徒は牧師に對して同情を表せざるべからず牧師は外觀甚だ容易なる職務の如く見えて實は決して然らず此故に教會員の深厚なる同情と其助力あるにあらずんば殆ど其職を全ふすべからず教會員は言はん彼は彼なり我は我なり我は我牧師の爲に相當の給料を拂ひたれば他にまた何をか要せん我は我職務に勤むる如く彼も亦其職務を勉むべきのみと是然らざるなり例へば教會の集會の衰へたるとき第一に之を悲むものは牧師なり此の時教會員にして牧師に同情を表し以て集會の隆盛を計ることに盡力せば牧師の喜び如何計ぞや豈其給料を増加せられたるの比な

らんや教會に難事件起りたるときは之が當局者たる牧師の心痛は最も甚しとす然るに教會員にして對岸の火災視して之に關せざるが如きことあるとなく能く牧師に同情を表して之を助けざるべからず是正に信徒たるもの爲すべき一義務なり平生牧師を神聖視する信徒は一朝牧師に些細の過失にて是あれば非常に喫驚し牧師さへ斯る過あるか苟も牧師の一人たるほどの人なれば決して左程なる過には陥るものにあらずと思ひしにと訝り怪むとならん斯くてより後は形勢全く一變し曩に全力を盡して尊敬したるものは今

後非常に之を擯斥する傾向あるに至るべし是信徒たるもの、大に注意すべき所なりとす勿論過に陥りたる牧師は悪きには相違なければ彼も亦人なることを記臆せざるべからず彼は神にあらざれば従つて過誤もあらん失策もあらん而して信徒たるもの別して教會の役員たる人々は牧師に失策過誤のありたる際には背面に於て之を誹謗するが如き卑劣なる手段を取ることなかれ宜く面のあたり牧師に忠告を加ふること他の信徒に於けるが如くすべし是教會員たるもの、一義務なり勿論牧師の職を辱むるが如き過失は教會また其規定あり信徒は宜く之に則りて其進

退を決すべきのみ然るに多くの信徒は能く牧師の過失を評判すれども眞實に之に忠告を加ふるもの至つて少きが如し余は慨嘆に堪えず眞實に牧師を愛するものは此の如くして可ならんや
 教會員は牧師の忠告に對して不平を訴ふべからず牧師なればとて豈好みて信徒に忠告するものならんや蓋し止むを得ざればなり然るに教會員は往々我が教會の牧師は甚だ嚴き牧師なり些末のことにも小言を言ふとて其朋友に咬き其の家族に怒を移すに至れば知らず識らず他の信徒の牧師に對する感情をも一變せしむるに至るの恐ありさ

れば牧師の忠告を受けし人は牧師の忠告が不法にあらざる限は謹みて其忠告に従はざるべからず是神の子たるもの、應に爲すべき一義務なり
 又信徒は兎角牧師の説教に對して不平を鳴らすものなり
 曰く我教會の牧師は學識なき故か何時も全に説教をのみ繰返す我輩は已に之に飽けりと又曰く我教會の牧師は修辭學を學びたることなきにや説教の修辭の悪き殆ど聽くに堪へざるなりと余輩は斯る不平談を聞くと多し然れども牧師を酷評すると斯の如くなるは信徒たるもの一考せざるべからざるとなり牧師に全情を表せよとは此の邊

のことなり馬鹿も能く智者に質問するとの諺もある如く人を批評することは容易のことなりされどイザ自身其局に當りて事を爲すべき場合に遭遇する時は何事も中々己の理想通に運ぶものにあらず故に牧師の説教の拙かりしとて矢鱈に之を強く評するが如きは如何あるべき是牧師に對して無禮の所行なりといはざるべからず説教に就て牧師と相談するは可なり説教に就て牧師に忠告するも亦可なり然れども其當人の不在なる場處に於て之に酷烈なる批評を加ふるとは世間有徳の人も尙憚る所况やキリスト信徒をや余は教會員諸君に勸む牧師の説教面白からざ

るを知らば宜く其牧師の善き説教者となる爲に祈るべし
 徒らに牧師の説教を批評せんよりも愛を以て之がために
 祈るは是信徒たるもの、義務にはあらざるか
 祈禱を以て牧師を助くるは確に信徒たるもの、一義務な
 り此のことは信徒たるもの、誰にても爲し得ることなれ
 ば余は凡ての信徒に之を實行せられんことを勸む一教會
 を牧する所の牧師にして我教會の信徒は皆我に全情を以
 て我事業の成效の爲に祈りつゝありと思ふを得る時は如
 何に氣丈夫なることぞ唯此の一事のみにても牧師をして
 大に奮起するの精神を抱かしむるに足る况や牧師を愛し

て牧師の成效を祈るほどの信徒は必ず此の外にも大なる
 働きをなし居るべきに於てをや教會の事業は之を牧師に
 一任し他の信徒は一指だも動かさざるが如きことにては
 牧師は如何に敏腕家なりとも到底教會の事業は興隆すべ
 からずされば牧師を助くるは信徒たるもの、一義務なる
 ことを忘るべからず

第五章 教會員相互の義務

教會員なるものは相互に兄弟の關係あるものなることを
 忘るべからず已に兄弟の關係あれば従つて兄弟間の義務
 あることは當然なり故に教會員たるものは互に助け合は

ざるべからず世には教會に救助を乞はん爲に入會するもの
 の是あれどこは以ての外の誤謬なり此の如き目的の入會
 者は所謂パンの信者にて教會は勿論之が入會を許すべか
 らずされど正直に職業に従事しながら疾病其他不幸打續
 き而して貧窮なる人の入會をも拒むべしとにはあらず要
 は只その信仰如何にあり而して斯る貧窮の兄弟姉妹を見
 ては教會員は力を盡して之を助けざるべからず教會外の
 人々をさへ助くるは信徒の本分なるからには况て同教會
 の兄弟姉妹をや己の兄弟を愛することをせずして他を愛
 するは義理を顛倒せるものなり己と教會を全ふする兄弟

姉妹中に貧窮者あるを知りながら之を救助せざるは信徒
 たるものゝ義務を欠くものと云ふも過言にあらざるべし
 然れども茲に注意せざるべからざることとは怠惰にして就
 業労働することを好まず之がため貧窮に陥りし者あるを
 見ば大に之に忠告を加へ先以て労働せしめざるべからず
 而して教會は救貧院にあらざることを知らしめざるべか
 らず
 教會の信徒は其相互の間に禮讓なかるべからず如何に兄
 弟姉妹なればとて禮儀を欠くが如きとは萬これあるべか
 らず如何に主にある兄弟姉妹なればとて無禮の交際とな

りては甚だ耻づべきとなり長上を敬ひ幼者を愛するは世
 の常の人亦之を重しとす况や信徒をや近來基督教徒間
 の禮讓を觀察するに憤るべきと嘆くべきと甚だ多し世間
 の標準ともなるべき信徒にして斯る風情にては寔に面目
 次第もなきと言はざるべからず使徒保羅羅馬の教會員
 に勧めて曰く禮儀を以て相讓れよとキリストも上座を好
 むパリサイ人に倣ふべからずとて其弟子等を戒め給へり
 徒らに上座を好み席を人に讓ることを知らざるものは名
 譽の奴隸なり人にして名譽を好まぬものはなけれども讓
 ることを知らぬに至りては是パリサイ人の亞流たり今や

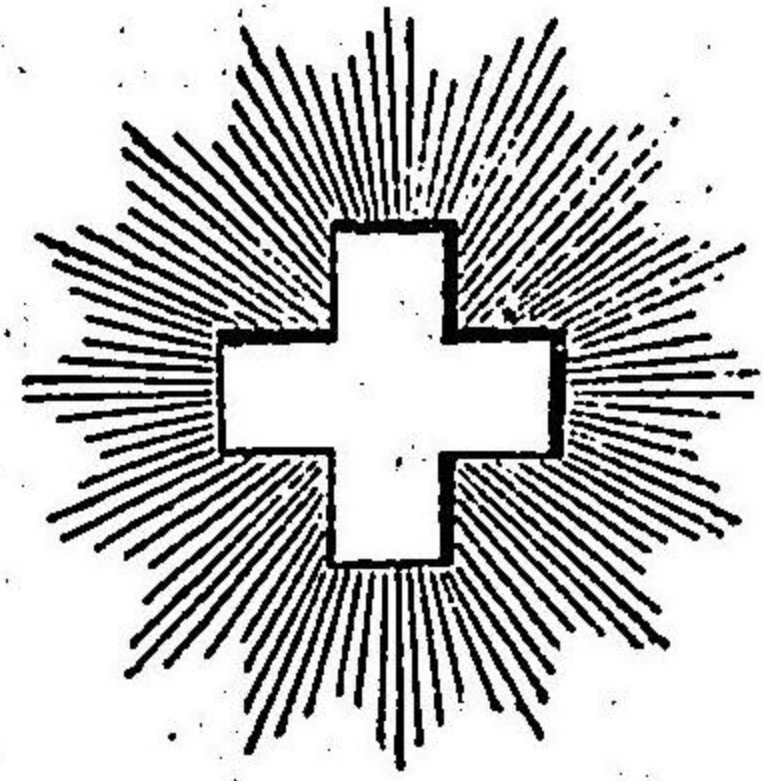
滔々たる天下皆賣名浮誇を是事とす然るを信徒にして亦
 之を學ぶが如きとあらば嗚呼誰か此の弊風を矯正せん
 殊に信徒は男女間の禮儀には大に注意せざるべからず信
 徒の男女相愛するは固より是當然のとなり又互に交際を
 なすことも決して悪きとにはあらずされど其間必ず堅固
 なる禮讓なかるべからず之を破るものは自を害し人をも
 害するなり我邦男女間の禮儀には古來の仕來りあり信徒
 たるものは即ち之に則り懇親の中に一種凜然として侵す
 べからざる規律あるを要す世間にては兎角信徒の男女間
 の禮儀及び交際に就て啄を容るものあり我等は小心翼翼

彼等を礙かせざることに注意せざるべからず
 信徒互に忠告し合ふことは信徒たるもの一義務なりさ
 れば兄弟若くは姉妹の中に忠告を加ふべきことあるを見
 出さば少も猶豫することなく親切に忠告することを怠る
 べからず之に忠告をだも加ふるとなくして陰に於て誹謗
 するが如きは我等の取らざる所なり兄弟に忠告せずして
 陰に於て誹謗するは實に卑劣至極のといはざるべからず然
 るに又兄弟若くは姉妹よりして忠告を加へられたるもの
 は怨むとなく怒ることなくして其忠告を甘受せざるべか
 らず忠告を受けて之を怨み之を怒るが如きは世の俗物の

なす所互に徳を進め平和を保つべき信徒たるもの爲す
 べきことにあらざるなり我に忠告を加へ呉る人は我を愛
 する人なることを忘るべからず然るに人往々他の忠告を
 受くる時は誤解して我を責むるものなりと思ひ随つて又
 怒ることあり是極めて不可なり宜く先己を省ると是信徒
 たるもの一務なりとす従つて又人に忠告を加へんとする
 ものも其愛心よりして忠告すべし然るを若其忠告の愛心
 より出ざるを悟らば寧ろ黙して止むに如かず又忠告のと
 きと言遣は殊に注意する所あるを要す若之を慎まざる時
 はたとひ愛心より出る所の忠告にても往々人を礙かする

の恐あればなり
 又信徒は互に親睦せざるべからず而して親睦の爲には只
 々折々に開かるゝ親睦會のみを以て満足すべからず若出
 來得るならば教會員たるものは互に相往復すべし今日の
 傾向を以て見るに富貴なる信者は唯富貴なる信徒とのみ
 交りて更に貧者を訪ふとせず貧者は又貧者とのみ交り
 て更に富者を訪ふことを耻づるが如し是自然の勢なるべ
 しと雖も又實に嘆かほしき次第にあらずや苟も基督信徒
 としては金銀財寶を標準として何ごとも是より割出すが
 如き陋劣なる心事を棄て信徒の最も大切なる信仰希望仁

愛を其動機とすべし貧者なればとて其信仰は必ずしも卑
 きものにあらず富者なればとて其信仰必ずしも強きにも
 限らずされば貧富相交りて其間に障壁を築かず兄弟姉妹
 として互に相語り互に相睦み以て其愛情を發達し其信徳
 を進むべし是實に大切なることなり兎角貧富の間に非常
 なる差異を置くとは是世間の人の爲すとなり教會にして
 豈世間に倣ふべけんや宜く超世脱俗以て其美き模範を教
 外者に示し以て神の榮光を顯し奉るべきなり



第二編 家庭に於ける信徒の義務

第一章 基督信徒の家庭

苟も信徒たるものは皆其家庭を天國たらしめざるべからず如何に信仰ありといへども其家庭にして不潔ならば信徒たる資格の半以上を失へるものなりされば信徒の家庭は常に芳香を以て満たしめ仁風を流通せしめ人の此家庭に入り來るあれば別乾坤の感を抱かしめ所謂天國とは是なるべしと思はしむるを要す換言すれば信徒の家庭とは天父常に其家に在すものなるを要すたとひ其内の何處を穿索しても魔鬼の道具なる不平不満爭論誹謗罵詈慣怒嫉

妬等の如きものは其零碎だに見當らぬほどに清潔なるものたるを要す若少にても是等のものゝある間は信徒たるものゝ家庭と云ふこと能はざるなり
 信徒の家庭は秩序ある静肅のものたるべし、さればとて此の極端に馳せて陰氣に打沈みたるも不可なり之に加ふるに宜く喜悅あるべし保羅の勸の如く常に喜あらざるべからず静にして且喜ばしき家庭は基督信徒の家庭なり世には静なる家庭なきにあらざれど喜ばしき家庭は甚だ少し、秩序ある家庭は多けれども樂き家庭は甚だ少し所謂喜ばしきといひ樂きといふは盛宴を張り樂器を弄び而して喜

樂することにあらず天民としての喜樂なり家庭の美とは家屋の美きとの謂にあらず之に住まへる人に關していふなり即ち活ける人を以て成立てる所の家族を云ふなり如何に美麗なる庭園を廻らし雲表に聳る程の大厦高樓を有すども其内に住する人にして天民たらざんば是眞の家庭にあらざるなり之に反して美き庭園なく美き家屋なきも其内に住むものにして天民ならば是眞の家庭なり基督信徒たるものゝ家庭は此の種の家庭ならざるべからず信徒は皆其家庭を茲にまで進むの責任あることを忘るべからず

第二章 家拜

家拜を行ふことは基督信徒の家庭に於ける最大の義務なり。家拜を怠る家庭は漸々神の恩寵に遠かる家庭となるべし。而して其家拜なるものは偶像教徒の毎朝毎夕神佛を禮拜するが如き有様にては何の益をも得るとなし。又一定の規矩に束縛せられて無味淡泊に流るの弊を防ぐべし。偶像教徒は禮拜式を終るや否や忽ち詐り忽ち怒り更に神を恐ることを知らざるものゝ如し。是畢竟彼等の拜する神佛の眞價なきにも因るべし。と雖も又其祈るとは家内安全にあらざれば息災延命にして眞に禮拜の趣意を解せざる爲なり。

り基督教徒の禮拜は然らず神を頌讚し神に祈求し自ら省て神の律法を能く守り居るや否やを考へ若犯せる罪あるを認めれば大に悔ひて神の赦免を乞ひ而して此罪を再せざる様に祈るなり。此の故に基督教徒の禮拜は其意味偶像教徒と大に異なるなり。然れども此の禮拜の精神を忘れて唯儀式に拘泥するに至れば信徒の禮拜も亦無意味に流るべし。注意すべきことなり。

家長或は主婦たるものは家拜を守ることがを忘れずして之を爲すことに注意せざるべからず。中には忘るとにはあらざれど忙しきといふを口實に往々家拜を怠るものも亦是

あり若家長にして朝早く外出せざるべからざることあらば主婦其家拜の司會者となりて之を守れよ而して之を好機會として子供等に父の爲に祈ることを教へよ來客の爲に妨げられて家拜を行ふこと能はざる場合あらば客を暫く他の室に居らしめよ若其客にして禮拜を共にせんことを望まば共に之を守らしめよ是甚だ麗きことなり朝夕時を定めて家拜を守ること甚だ大切なることなれど若能はずば朝だけにても必ず之を行へよ朝は禮拜の時として最も恰好なればなり
 勿論家拜は獨り朝夕に於てのみならず何時にても好機會

ある毎に之を行ふて可なり別けても家庭中に何事か起りて神に懺悔せざるべからざることあるか神の御助を乞はざるべからざることあらば家族と共に祈るべし如何に基督信徒にても尙肉體を具へし人なる以上は時に或は怒ることどもあり争ふことどもあり過もあり失策もあり落膽することどもあらん故に其場合に應じて神に祈ることは甚だ必要なり人は誰にても神に對しては其我意を逞ふすること能はず神の前にて罪を犯すものは刺ある鞭を蹴るの感なきはあらず又神に祈れば非常に力強くなるものなれば機會ある毎に祈ることは大切なり又我等は家族に病人ある

時の如き深く家拜の必要を認む病人は之に由りて苦痛の中にも慰を得べく亦他の家族は之によりて病人に同情を持つに至るべきなり
 已に家拜を行へばとて又私禱を怠るが如きこと是有るべからず私禱を怠るは信仰の源を枯らすに等ければなりされば信徒の父母たるものは嚴肅に自ら祈りて子供等に禱の例を示すのみならず又子供等の祈禱するとあれば之に注意せざるべからず随つて又父母たるものは能く其子女等に祈禱すること聖書を讀むことを教へざるべからず之を等閑に附する家庭は腐敗を免れざるなり此のことは

殊に母たるものゝ大責任なり父は多く外出して家にあること稀なるものなればなり
 此の如く家拜を守り私禱を勉めて怠らざる家庭は潔からざらんと欲するも得べからず此の如き家庭の内には天父常に在して其家族の一人となり給ふなり此の如き家庭は眞に天國の名に耻ぢず基督信徒たるものは皆其家庭を此處にまで進むるの大責任あることを覺悟し大に勉むる所なかるべからず

第三章 家族を主に導くべき義務

何の邦國も然るや否やは知らざれども殊に我が國は基督

教の宣傳日尙淺きことなれば家族全躰擧げて信徒となり
 居るもの少く一家族中の一人或は二人信徒となり居る有
 様なれば信徒は己が家族中未だ主に従はざる者に福音を
 宣傳し彼等を主に導くに盡力せざるべからず人は能く他
 人に向ひて傳道すされど家族に向ひて傳道するもの少し
 嘆くべきことならずやキリストの弟子なるアンデレは先
 以て其兄弟ペテロに傳道せしにあらずや然るに一家中に
 風波の起らんことを恐れ之が爲に口を噤みて其傳道を差
 控ゆるが如きは甚だ卑怯なることなり一家に風波を激發
 せしむるは人情に反するが如しといへども眞正の平和を

得せしむる爲には一時斯くすると亦勢の止むを得ざるこ
 となり神の力といへども此の如き場合は致方なきことな
 る故に主も汝の敵は汝の家族なりとさへ甚言せられたる
 ことあり
 信徒たるものは家族に傳道するの責任を盡すに於てよろ
 しく蛇の如く智く鳩の如く馴良かるべし家族に傳道する
 に必要なるは辯舌よりも寧ろ行にあり此の故に信徒たる
 ものは能く行を正ふし家族をして無言の間に感化せしむ
 ることに注意せざるべからずたとひ家長にもせよ其權威
 を弄して己が家族に受洗を強迫するが如きとあるなかれ

此の如くして信者の面を被せたりとて何の甲斐だもある
 となし元來家族に向つては傳道をなすの好機會甚だ多き
 ものなれば其機會に乗じて傳道せば争で効能の是なから
 んや而も多くの信徒が家族に傳道するの熱心ありながら
 成效なき所以のものは何ぞや其原因は蓋し種々あるべし
 と雖も感化力を家族に及ぼすこと能はざるは蓋し其中の
 最大原因なるべし苟も家族を感化せんとすれば其品行方
 正ならざるべからず品行を方正にするとは信徒たるもの
 の最大一の急務なり若其品行方正ならざらん乎如何に辯
 舌を以て傳道すとも汝は汝の言ふが如く行ひ居るかどの

一言の詰責によりて自然雄辯の説教も無一物に歸せん世
 には父母や妻子を主に導くこと能はずして頻に祈り居る
 ものあり祈ること勿論廢すべからずと雖も其品行を以
 て無言の傳道を爲すは更に効力あるものなることを忘る
 べからず妻子に對して残酷なる行を爲しつゝ汝は信者に
 なれよと勧めたりとて彼等豈之を聽かんや父母を尊敬せ
 ずして父母に信者となるべきことを説きたりとて父母豈
 之に従はんや故に人に道を傳へんとすれば己をキリスト
 の如くすること最も大切なり之を勉めずして家族に如何
 程傳道すとも木に縁りて魚を求むると一般何の獲物もな

かるべきなり
 信徒は家族を主に導くの責任ありといへども之を果さ
 れば義務を欠くものにて神の罰を受けざる可らざるもの
 の如く思ふとあるべからず信徒が品行を方正にし好機會
 ある毎に家族に説教するに拘らず家族は頭として之を聽
 かず信徒は涙を流して彼等の救はるゝ爲に祈るにも拘ら
 ず彼等にして感ぜざれば是信徒の罪にあらずして家族の
 罪なり故に我等信徒は力のあらん限を盡して務むべきを
 勉めそれより以上は神に任するより外なし我等の憂ふべ
 きは唯勉めざるに是ありとす

第四章 汝の子女をエホバに獻げよ

子女を有する所の人々は必ず其の將來に就て種々考ふる
 ことならん之を考へざるものは人にあらず况や信徒に於
 てをや而して信徒諸君は諸君の子女に就て今や何を考へ
 つゝあるか諸君の子女を如何に成長せしめんとて之を養
 育しつゝあるか女子ならば之を富豪家に嫁せしむるを理
 想とし男子ならば之を榮位に上らしむを目的としつゝあ
 るか勿論人として此の如き考なきものは恐らく是あらじ
 さりながら信徒たるものは此の如き目的を以て子女を養
 育することあらば以ての外となり信徒は先以てエホバ

は我々の子女に何を爲さしめんとて我等に此の子女を與へ給ひしかを思考せざるべからずエホバの此の子女に就て望み給ふ所は何物なるかを知らざるべからずエホバは我に其子女を與へたることなれども亦其子女を獻げよどは我等に命を給はざるか我の心中にエホバの聲は如何に聞ゆることぞエホバはアブラハムに向つて其子イサクを我に與へよと命ぜられたる如く凡ての信徒に向つて汝の子女を我に與へよとは命を給ふなり故に信徒たるものは皆其子女をエホバに獻げざるの義務あり己に己の子女をエホバに獻げたる以上は子女に對するの心得を一變せざる

可らずエホバに獻げたる子女は如何に養育すべき者ぞ唯自己の氣儘に従つて之を養育するも可なるか將たエホバの聖旨に従つて養育すべき者なるか論ずる迄もなくエホバに獻げたる以上はエホバの聖旨に従つて養育せざる可らずエホバに獻げたる以上は其子女は己に己の者にあらずしてエホバのものなればなり而して己は唯エホバの神より子女を預り居る者なり嗚呼エホバは我等をして獻げしめたる人の子を如何に養育せしめんとどの聖旨なるぞ我等はエホバより子女を預り居ることなれば或意味に於ては我等は子女の子守の如き者なることを記憶せざるべ

からず而して預り居る其子女に向つてエホバは大なる希望を屬し給ふことを知らざるべからずエホバは其子女等の墮落することを放念し給ふものにあらず故に父母たるものは其子女の墮落せざる様大に注意し其子女の靈魂は神の背に象りて造られたる全世界よりも貴きものなることを忘るべからず然るを若不注意にして之を損し或は之を墮落せしむるが如きとあらば即ち全世界よりも貴きものを損するなり一枚の皿一本の太刀尙之を損ひ之を失へば其責任の及ぶ所頗る大なり况や靈魂をや又之に反して能く之を養育し以て神の聖旨に合ふものたらしめなば即

ち全世界よりも尙貴きものを神に獻げたるなり豈勉めざるべけんや
 エホバは其子女がエホバの御用を務むるものとなることを希望し給ふエホバの御用を務むるとは必ずしも傳道者となることのみを云ふにあらず官吏となり商人となり下女となり主婦となりて其職業は如何に異りとも我は皆エホバの御用を務むべき爲に世にあるものなりとの觀念を有し以て此の世に立つこと是なりエホバは此の類の人の多々益々多からんとを望み給ふ故に信徒は其子女を養育してエホバの御用を務むべきものたらしめざるべからず

是信徒たるもの、第一の義務なり
 我等は必ずしも子女を大學者とせざるべからざるの義務
 を有するものにあらず又高位高官に上せざるべからざる
 の義務を有するものにもあらず况や富豪家たらしむるの
 義務に於てをや然れども我等之をして神の御用を務め神
 の御榮を顯すところのものたらしむる義務を有す信徒た
 るもの大に注意する所なかるべからず

第五章 夫婦間の義務

余は茲に夫婦間の義務と云ふ問題を掲げたりといへども
 倫理的に之を詳説せんと欲するの意にあらず唯信徒が

家庭に於ける義務の一として夫婦間の義務のことを言は
 で止むべきにあらざるが故に暫く之れを論せんとするの
 み
 家庭なるものを車輪に譬ふるならば夫婦は車の兩輪の如
 きものなり然るに夫婦にして適當に廻轉せざれば家庭は
 到底圓滑に運轉するとなかるべし此の兩輪の一輪は非常
 に高く一輪は非常に低からんか家庭なる車は到底満足に
 進行すること能はず遂には顛覆を免れざるなり此の時に
 當りて車上有る子女の不幸果して如何にぞや我國は男
 尊女卑の弊風依然として未だ脱せざるが故に多くの家庭

は片輪の如き家庭なり而して一朝基督信徒となれるもの
 にも其餘風尙未だ全く脱せず其家庭に於ては往々男權
 非常に強く女權振はざるとあり嘆くべきことならずや
 腕力強きものは權威を振ひ又其弱きものは従ふは野蠻國
 の風俗にして文明人の爲すべきことにあらず勿論基督敎
 徒のなすべきとはあらず試に思へ父若母を輕蔑せば之
 を傍觀する子女は勢ひ母を敬せざるに至るなり斯くして
 輕蔑侮慢の風を養ふ時は家庭の美を保たんと欲するも到
 底能はざるべきなり夫と全く人の妻若夫に對するの不平
 を訴ふる所なきまゝ之を子女に漏らし之に告ぐるに父の

不品行や不法を以てし子女をして父は殘酷不義なりと思
 はしむるに至れば家庭は遂に破壊せざるを得ず故に家庭
 に於ける夫婦は家庭を美しく作るも然らざるも一に己等の
 舉動如何にあると心得所謂夫婦相和して互に我意を張
 らず共に偕に相助けて家庭を維持すべし若不幸にして相
 助相愛の事夫婦の間に絶ゆるに至れば家庭の事亦已みぬ
 るかな
 夫婦喧嘩は犬も食はぬと云ふ諺さへありされば夫婦たる
 ものは假にも喧嘩がましきことあるべからず是相互の徳
 を損するのみならず亦子女をして侮慢の念嫌惡の情を起

すに至らしむべきを以てなり神の子は争ふべきものにあ
 らざるなり
 夫婦間に疑惑の起るときは家庭を破壊するの大原因とな
 るものなれば夫婦は互に相信し疑惑に與ふるに其乗ずべ
 きの機會を以てせしむべからずさればとて何事も耳を掩
 ふて聞かず目を閉ぢて見ざるの風をなすべしとにはあら
 ず若疑惑の點あらば遠慮なく速に其疑惑を解くことを勉
 むべし夫婦の間にありて物事を隠匿するが如きことは餘
 りに他人がましく而して疑惑の生ずべき根原なれば夫婦
 間には何事も洒々落落々光風霽月の如きを要す

夫婦は互に相知ると最も深し此の故に互に勧め合ふてふ
 ことは最も大切なることなり即ち夫にして若悪き行あら
 んか最も能く夫を知るものは婦なれば婦たるものは能く
 親切に能く叮嚀に之を諫戒すること其本分なり夫の婦に
 於けるも亦然り斯くして互に相勧め互に相助くるは獨り
 信徒なるが故のみならず人たるもの、必ず爲すべきこと
 なり况や信徒の夫婦に於てをや
 夫婦間の感情を害する原因は多くあるべけれど婦は夫の
 悪きことを他人に告げ夫も亦婦の欠點を他言するより起
 ること多し我等は夫の残酷放蕩若くは吝嗇を問はれもせ

ぬ他人に吹聴する所の婦人の世に往々是あるを見る貞淑
 なる基督教の婦人は決して此の如くすべからず世には又
 己が妻の不始末を得々として世間に公告する人あり高德
 なる基督教の男子は決して斯の如き賤き所爲に陥るべか
 らず夫婦間の秘密は夫婦互に徳義を守りて堅く之を世間
 に秘せよ若夫婦の何にても其一方の欠點を世間に吹聴す
 るが如きとあらば取も直さず己のことを吹聴するに當る
 ことを忘るべからず夫婦は一躰なりとは聖書の教にあら
 ずや

第六章 父母に對する義務

父母を尊敬し父母に孝事すべきことは聖書の屢々我等に
 教ゆる所にして苟も信徒たるもの、皆能く知る所なり人
 若此の訓誡を奉じて之を實行せばそれに越したるとなき
 は勿論ながら余は特に父母を有する我國の基督教徒に一
 二の氣付きたる所を勧めんと欲す一は父母を主の福音に
 導くことなり如何に父母に孝養を盡したればとて若父母
 を救に導かざれば是孝の最大なるものを欠けりと云はざ
 るべからずさりながら父母に向つて傳道することは甚だ
 困難なることなれば能く謙遜に能く從順に能く溫柔なら
 んとを忘るべからず斯くて言を盡して傳道すると共に又

行を以て傳道し萬一尙聽かれずんば只神の聖旨に任せ奉
 るべし假にも不興の念あるべからず、
 次は信徒は從來孝行の名を藉りて我國に行はるゝ諸の陋
 習を變更せざるべからず之が爲或は保守的なる父母の非
 難を受くるとも是あらんされど是又止むを得ざることな
 り三たび謹んで聽かれざれば泣て之に従ふとは孝子の爲
 すべきと思はれしどもありしが是實は天意人倫をも度
 外にしたる不法の規定なり若夫罪となるべきの勸に對し
 ては斷然排斥して之に應ぜざると固より當然なりとす例
 へば父母若娼妓となりても一時一家の貧窮を救へよとい

ふとあらんに基督信徒たる婦人としては決して之に従ふ
 とあるべからず之が爲に或は親戚の説諭あるも或は父母
 の拆檻を受くるも尙能く其の節を守るを要す從來我國の
 風習にては親の爲夫の爲に身を苦界に沈むることを孝子
 の所爲の如く譽め來りたれど是大なる誤なり夫身を賣り
 て娼妓となるは良心を賣りて竊盜をなすと孰ぞ或點より
 論ずれば娼妓は盜賊よりも不倫有害のものにして神の聖
 旨に逆ふこと大なり信徒たるもの豈此の如き大罪を犯す
 べけんや只何事も神の御意を窺ひて之を行ふべし
 上來記する所父母に對する義務を説き盡さずと雖も今は

倫理學の講議を爲すにあらず且此の小冊子の能くする所
 にあざれば以上を以て満足せんと欲す且夫神を敬愛す
 る信徒にして父母の尊敬せざるべからざるを知らざるも
 の一人もなかるべければ必ずしも一々之を指摘するだけ
 の必要も是なからん乎

第七章 主従の義務

基督教徒なる主人同じ教徒なる僕婢を召使ふも僕婢は徹
 頭徹尾僕婢にして主人は徹頭徹尾主人なれば相互の間に
 差別あるべきと勿論なり然れども又互に主にある兄弟姉
 妹なることを記憶し主人たるものは能く其の信仰に注意

し時々牧師傳道士を招待し或は其他の方法を以て僕婢
 の感化を怠るべからず由來僕婢に對して残酷なるは東洋
 の弊風なれば基督信徒は此の點に大に注意し改良の率先
 者たらざるべからず基督信徒にして往々基督信徒たる僕
 婢を雇入るを好まざるものあう是多くは感情上より然す
 るなるべしと雖も若之を道理の上よりいへば進んで雇入
 ること其當然なり夫主にある兄弟姉妹にして救助を乞ふ
 ものある時は力の及ぶ限之を救助するの義務あり然るを
 况や相當の勞力を盡さんと申し出る者をや信徒を知るも
 のは信徒なり信徒の事情を察して其修徳建信に妨げざる

よう之を使役し得るものは信徒の外に是あるべからず果
 して然らば徒に感情の上より信徒を雇入ることを拒むが
 如きは其理由なきとすされば之を雇入るとを拒む者は
 我輩を以て見れば信仰堅固ならざる主人か或は信徒たる
 の家庭を爲し居らざる主人なりと断定せざるを得ず
 之に反して信徒若未信者を召使ふ場合には別して萬事に
 注意し僕婢をして信徒は成程愛憐に富めるものなりと悟
 らしめざるべからず我等は聖パウロの所謂主人なる者よ
 爾曹も亦天に主あることを知れば義に従ひ公平を以て其
 僕を待ふべし』との勸告の實行を望むや切なり

又信徒たる主人を頂くところの信徒たる僕婢は主にある
 兄弟に使用せらるゝことを先以て大に喜び従つて主人に
 對して一層忠實に常に謙遜に仕へざるべからず信徒が同
 教徒なる僕婢を雇入るを厭ふ一の口實は信徒の僕婢は主
 にある兄弟姉妹たるの故を以て動もすれば主僕の分を忘
 れ傲慢不遜にして主人温良なれば之を凌がんとし主人嚴
 重なれば不平を漏らし他の僕婢に比して使役上容易なら
 ずといふにあり若斯る事實ありとすれば信徒たる僕婢の
 以ての外なる過失なりされば聖パウロも之に就て教えて
 曰く僕なる者よ凡てのこと肉身に屬ける主人に従ふべし

とパウロ又語を續で曰く人を悦ばする者の如く眼前のこ
 とを務むることなく誠の心を以て神を恐れて従へど眞に
 然り僕婢たるものゝ心掛くべきことは保羅の所謂誠の心
 即ち忠實を以て仕ふることなり眼前のことを爲して主人
 を惑はすが如きは未信者の所爲なり信徒たるものゝ爲す
 べきことにあらず

第三編 社會に對する信徒の義務

第一章 政府に對する義務

基督信徒は他の信徒ならざる國民と等しく其政府に對して
 盡すべきの義務あり彼等よりも一層政府に忠義を盡して
 其模範となるべき義務あり現今我國の人々往々基督教徒
 を誤解し動もすれば亂臣賊子と同一視して政府に忠義な
 らざるものゝ如くに思へりされば基督信徒は其一舉手一
 投足にも注意し一には是までの疑團を解き一には嫌疑を
 挾ましむる餘地なからしむるを要す是併しながらキリス
 ト及び使徒等の教訓にも稱ふとなりキリスト信徒豈政府

に不忠なるものならんや、
 夫私黨を結び陰謀を構ふるが如きは普通の人のありても
 恕すべきとにあらざんやキリスト教徒をや然ればとて信
 徒が政黨に加はるは勿論毫末の差支なし唯之を以て私利
 私欲を逞ふするの機械とし政權爭奪の手段となし賣名賄
 賂の方便となすが如きとあらば我等之を基督信徒の所爲
 にあらずとして詰難せざるを得ざるなり
 或は一揆徒黨を組み竹槍席旗に訴へて政府に抵抗せんと
 したるもの東西古今共に其例多し是言論の途壅塞せられ
 て其所思を達するに由なき野蠻時代にありては止むを得

ざる事たりしならんや雖も聖天子上にあり新聞紙議會等
 言論の機關全備せる今日にありては斯る野蠻の手段に訴
 ふるの要なきなり若又事情非常に切迫して革命軍を起す
 の聲高き時に際するも基督信徒としては沈着自重輕々し
 く斯る企に與するとあるべからず夫腕力に依頼し鮮血を
 流すが如きは神の本旨にあらず政治にして若改良すべく
 んば力の及ぶ限政治の改良に盡力し當路の人に忠告し飽
 くまで温和の手段を取り他の血氣にはやる輩を慰諭する
 と是基督教徒の本色なり
 斯の如く基督信徒は温厚和平ならざるべからずと雖も何

事にても政府の命令することに盲従せよといふにはあらず或場合には斷乎として政府の命令をも拒まざるべからざることもあらんされど神を汚すが如き命令にあらざる以上は好し己の不利となり損失となるが如きことにても聊か厭ふことなく政府の命令する所に従ふを至當とす之に反して萬一政府が信徒に命令して神を棄てよといひ神の法律を破らしめんとするが如きことあらば斷然之を拒まざるべからず是拒むべきを拒むものにて何の非か是あらん若之が爲政府刑罰を用ゆることあらば謹んで之に服せよ之に反抗して却て基督信徒の徳を傷くるが如き舉に出

べからず之を要するに政府の命令と神の命令との相抵觸せざる限は必ず政府の命令に服従すべし頑僻にして争を好み愚直にして時と場合を察せざるが如きとあると勿れ我邦にては信仰の自由を許すに國安を妨害せざるてふ條件あり而してこは憲法上の明文なれば誰しも萬々承知のとなるべく随つて此の如き議論を爲すは贅辯なるべきも序なれば一言し置くのみ

第二章 社會の罪惡を責むべきこと

社會に行はるゝ罪惡を責めて之を撲滅することに盡力す

るものなき社會ほど世に憐なる社會はあらざるべし之を責めて其改良を計るものゝある社會は好し一時は衰微せる社會なりとも漸々隆盛に赴く望あるなり社會の罪惡を責むるものは抑も何人ぞ俗士多くは皆社會の罪惡に溺れ「爾曹の中罪なきもの石にて之を撃つべし」との命を聞かば靦然として赤面せざる者稀なり斯る事情の中において之を責むるの權威あるものとは唯基督信徒あるのみ若信徒にして此の責任を盡さずば社會は何の時か潔まらん信徒たるものゝ責任も亦大なるかな信徒は社會の罪惡を責むべき責任ありと言ふとにつき聖

書に其典據を求めんに聖保羅曰くなんぢ果を結ばざる暗行に與することなく反て之を責むべしと(以弗所書五の十一使徒ペテロも曰く愚なる人の無智の言を止むるは神の旨なりと舊約書にも曰く汝の隣人を勸戒すべしと(利未記十九ノ十七)その他四福音書を讀まば主は犯罪者を諫戒すべきことを所々に於て教へたるを知るならんされば信徒は力を盡して社會の罪惡を責めざるべからず社會を愛するものは社會の罪惡を責めずして止むと能はず其社會を責むるは即ち之を愛する所以に外ならず社會の罪惡を責めずして其の流潮に従ひ行くものは或は社會

の歓迎を受くべく社會は之に對して快感を表すとならん然れども斯の如き輩は實に社會の害物なり世人往々此理を解せず惰眠を警醒する社會の恩人を尊敬せざるのみならず却て之を迫害するに至る寔に是非もなき次第なりされど信徒は社會より誤解せらるゝも又其の撥斥する所となるも恐れず憶せず社會の罪惡を攻撃せざるべからず攻撃せざれば社會は其罪の罪たる所以をも忘れ終には亡滅に至らんとす信徒として豈我愛する社會の亡滅を傍觀するに忍ぶべけんや之を忍ぶものは基督教徒にあらざるなり

蓋し社會の罪惡を責めんとするものは身自ら潔白にして此の罪惡に誘はれず陥らざりしものならざるべからず世人中社會の罪惡の恐るべきことに氣付けるもの豈多少是なからんや然れども彼等が社會の罪惡を責むるに躊躇するは彼等も亦其罪惡を行ふ所の一人なればなり然るに基督教徒は社會の罪惡に汚されず陥らず清淨なるものなれば充分之を責むるだけの權能を有す且又信徒は社會の罪惡の罪惡たるを知るに於て最も正確なる見識を有す是蓋し社會の濁流に游泳するものにあらずして其外にあるものなればなり全臭内に居るものは其臭を知らず唯他より

入り來れるものは直に之を識認すそれと等く基督信徒は社會の臭内にあるものにあらずして却て之に超然たるものなるが故に社會の何處が不潔にして何處が臭氣に満てるやを能く辨別す是之を攻撃し之を改良するに於て基督信徒の最も適任者たる所以なり

舉世皆濁れり清めるものは夫只キリスト信徒か 舉世皆酔へり醒めたるものは夫只キリスト信徒か 盜賊は盜賊に廉直道義を説くの資格なし社會の罪惡に感染しつゝあるもの争で社會の罪惡を責むるの資格あらんや 縱ひ大膽にして己の不義を包み恬然として社會の罪惡を責むるとも社

會は之に服従するの道理なし而して社會の罪惡に感染せざるものとは夫只基督信徒にあらずや 基督信徒は社會の良心なり 嗚呼基督信徒は名譽ある資格を有するものなるかな 此の責任ある信徒たるもの 豈社會を監視して其の罪惡を戒め社會をして愈々改善の途に就かしめずして可ならんや

キリストは社會の罪惡を視ること蛇蝎の如く随つて之を責むると實に嚴酷なり 然らばキリストの衣鉢を受けたる信徒にして社會の罪惡を不問に付して可ならんや 之を責むるは信徒の義務なり 信徒にして社會の罪惡を責めざ

れば社會何の日に改まらん

第三章 矯風事業に盡力すべきこと

或は曰く人を福音に導き人をして主を信ぜしむれば我能事終れり我は只傳道すべきのみ禁酒といひ禁煙といひ廢娼といふが如きは福音に無關係の事なりと斯くて矯風事業の如きは冷眼に之を看過し熱心之に盡力するものを見れば嘲笑を以て之を待つ者基督信徒の中に是なしとせず是大なる心得違ならずや基督教の目的豈必ずしも箇人の靈魂を救ふとに於てのみ存せんやキリストの此の世に救を垂れ給ひしは又社會を救ふにありたるなりキリストの

十字架上に流し給へる血は又社會の不潔を洗はんが爲なりしなり果して然らば基督信徒が社會の矯風事業に盡力するは至當のことなりとす
社會の矯風事業と言へば數多きことながら其第一は家庭を潔むることなるべし家庭の根原は夫婦にあり夫婦の關係にして清ければ家庭隨つて清く夫婦の關係亂るれば家庭隨つて混沌たらん神は開闢の初に於て人類を一男一女に造り一婦を以て一夫に配し給へりされば一妻主義は神の定め給へる道にして此の道を履行せざるより生ずる害惡勝げて數ふべからざるものあり我等は此の神意に反對

し社會を蠱毒する弊風の公々然として我國に行はれ苟も紳士と稱せらるゝ輩が一夫數婦を愛して禽獸の生活を營み恬然として耻づる所を知らず傲然として得色あるを見れば覺えず慷慨激越せずんばあらず信徒たるものは此弊風を改むる爲に一は社會の良心を刺激し一は婦人を教育せざるべからず

第二に飲酒は社會を害すること甚だ大なるものなれば之を禁ずることは矯風事業の最も急にすべきことなり然るに信徒にして往々異説を唱へ聖書中酒を禁ずるの明文なく却てクリストは婚姻の席上葡萄酒を造りしとさへあり

といひ以て禁酒を主張する信徒を罵るものあり是思はざるの甚しきものなり試にさる説を唱ふる人に反問せん飲酒は道德に害なきか飲酒は人身に害なきか飲酒は社會に害なきか飲酒は罪惡の根原にはあらざるかと思ふに是等の問に對しては論者は何と答ふべきか如何に酒を好むものといへども又たどひ信徒ならざるものと雖も強に否と答ふること能はざるべし而してこは皆神物を暴殄し神意を侵犯し奉るとなりとすれば我等信徒たるものはかまへて飲酒を謹まざるべからず况や聖書の中には禁酒の明文こそなければ飲酒の害惡を説て冥々の中に之を戒めたるは

一にして足らざるをや成程主は曾てカナの婚姻の席上葡萄酒を製し踰越の節筵に於ては弟子と共に之を飲み給ひたれば此外にも尙飲用し給ひしとの是あるならんされど斯るとをいふは畢竟己の卑劣なる慾情を満足せしめんとする口實に過ぎず酒の害を知り又良心の制裁を重ずる者の言ふべきとにあらず故に信徒たるものは己自ら禁酒するは勿論又宜く社會より酒を驅逐することに大に盡力すべきことなり

我等基督信徒の中にも往々にして飲酒するものありと聞きて大に之を悲む社會に飲酒の口實を與へて我等の禁酒

事業に妨害を來すものは即ち信徒の飲酒なり苟も道徳を標榜し清潔を口にする我等基督信徒が心を亂し身軀を損ふ酒を飲みて可なるの理あらんや我等は信徒の飲酒家に對して極力其不心得を責めざるべからず序に一言すべきは信徒の喫煙なり生理上よりいへば煙草にはニコチンの毒ありて其害阿片に劣らざるとは余の喋々を待たずして已に諸君の知れる所なるべし而して毒も知りつゝ之を喫するとは亦以て其意思の薄弱なるを知るに足る斯の如くにして神に事ふと稱し徳義を守るといふとも我等如何にして能く信を置き得べきや今や我國にては喫煙の風盛に

行はれ小學校に通ふ所の少年生徒といへども口に巻煙草を啣へつゝ意氣揚々たるが如しニコチンの毒たる飲酒の如く急速に來らざるが故に喫煙者は其害を恐れざれども數代を経るの後は必ず此の結果として恐るべき現象を我國に來さん况や經濟上より論ずれば損こそあれ一厘の得なき贅澤品なるに於てをや此の不潔にして贅澤なる煙草を禁せしめて我國の青年を未だ衰弱せざるに救ひ未だ不潔ならざるに清潔にせしむるは基督信徒の責任にあらずして誰の任ぞ

此外基督教徒として關係すべき社會問題は尙數多是ある

べし常時の者にありては廢娼淫祠等の如き臨時のものにありては賄賂殺人等の惡風を撲滅することに盡力せざるべからず基督教徒にして是等のとに無頓着ならば信徒の名を冒すべからずと云ふも過言にあらざるべし信徒たるもの大に省る所あれよ

第四章 基督教の眞理を宣傳すべきこと

基督教は如何に善良なる宗教にして眞理を以て充たされたるものならしむるも若之を説くものなからしめば人誰も之を聞くことを得べからず全智全能の神は基督教を人類に宣傳するに人類を用ゆるを定め給へり而して基督

信徒は即ち此の宣傳の任を命ぜられたるものなるが故に
 信徒にして神の教を社會の人々に宣傳せざれば社會の人
 々は基督教の尙ものたるかを知らずして止まんとす社會
 の人々をして基督教を知らしむると否とは一に信徒の勉
 強如何に關することなりとす
 然るに或信徒は謂へらく傳道の責任あるものは傳道師な
 り我々傳道師ならざる信徒の關する所にあらずと然り若
 傳道てふことにして唯講壇上より説教することの謂なら
 しめば傳道師ならざる信徒は或は傳道に無關係なりとも
 いふを得ん然れども基督教を宣傳するとは獨り講壇に於

てするのみの謂にあらず其言はいと廣き意味に用ゐ得べ
 きものにて商人は商賣しながら官吏は事務を執りながら
 尙能くし得べきものなり即ち講壇のみが獨り傳道の機會
 にはあらず或は火鉢を圍みて相語らふとき或は手を携へ
 て郊外に散歩するときその外様々の場合に於て我等の前
 には傳道の門戸常に開けたり然らば傳道に斯の如き意味
 ある以上は傳道の責任職業外なりとの口實を以て推諉す
 べきにあらず傳道てふことにして若説教のみに止まらし
 めば成程或人々は之を能くせざるならんされど其のみに
 はあらずして又己の經驗を人に語り或は勧め或は戒むる

ことなりとすれば苟も信徒たるもの皆勇みて傳道せざるべからず信徒諸君皆宜く我には傳道の責任あり我は機會ある毎に人に向つて傳道せざるべからざるものなりと決心せられよとすれば神の榮光の顯るゝこと今少し大にして社會の人々が救の福音を聞くこと今少し多きに至るべし

我は傳道せざるべからざるを知らざるにあらず然れども寸暇なきを如何にせんといふ人あり然り眞に寸暇なき人ならしめば神に對して毫も心に疚き所あらざるべし然れども人は往々己が樂の爲には多くの時間を消費するを意

とせざる代に神の爲社會の爲には少の時間を惜むの事實ありとすれば傳道の精神だにあれば豈其時間なからんや其所謂寸暇なしとは果して眞なるか唯傳道を怠るの口實にあらざるか古來繁劇の事務に執掌せる人にして却て閑暇ある人よりも多く傳道せると歴史上に其例あり我には傳道の寸暇なしと云ふ人三省せざるべけんや

又信徒たるものは福音を傳播する爲に獻金せざるべからず即ち教會の爲に出金するは勿論のことにして加ふるに又基督教宣傳の爲にも大に獻金せざるべからず殊に直接傳道の任に當らざる人は出金することに注意せざるべか

らず口を以て傳道を助くること能はずともせめては金を
 以て眞理の傳播を助けんが爲なり基督信徒にてありなが
 ら傳道の爲に力を盡すにもわらず又出金もせざる人は恐
 らくは神に對して其怠慢を推諉するの辭あるとなかるべ
 しされば信徒は萬事に節儉を守り大に出金を勵みて福音
 傳播の機關を圓滑ならしめざるべからず傳道の事業は神
 の事業なりとはいへ若出金するものなき時は決して進歩
 すると能はず例へば海外に傳道師を送るにせよ内地に於
 て傳道するにせよ先づものは金なり金なければ如何に精
 神ありといへども眞理を宣傳すること能はざるなり勿論

金さへあれば他に何ものをも要せずとにはあらざれど金
 は確に必要物中の第一位に居る此の故に信徒は言と行と
 を以て傳道を助くるのみならず又其財囊の口を開きて之
 を助くることを忘ることなかれ信徒は之が爲に未信徒よ
 りもより多く働き又より多く節儉して出金の用意を爲さ
 ざるべからず
 又信徒は世人の救はるゝ爲に祈らざるべからず聖保羅テ
 モテに勸て曰く『われ殊に勸む萬人の爲に願告祈禱懇求感
 謝せよ』と主も其模範祈禱に於て世の爲に祈るべきことを
 教へ給へり又『此の類は祈禱と斷食にあらずば去らず』と仰

せられたることもありたり此の世を救ふには祈禱ほど大切なるものはあらず神の力は祈禱するものゝ上に加はるなりされば信徒にして皆もろとも熱信基督教の傳播を祈り人々の救を祈りなば傳道事業は決して今日の比にあらざるべし使徒時代に於て傳道の著しく成効したる所以のものは使徒等の非凡なる信仰と雄辯と勇氣と奇跡を行ひしことも亦その原因なれど彼の時の信徒等皆心を合せて熱心に祈りたるの結果なり此の故に今日に於ても傳道の成効を見んと欲せば之が爲に祈ることば甚だ必要なり信徒にして眞に祈の精神あらんか其人は又自ら出金もす

べく又傳道をもなすべし之に反して祈の精神なからんか其人は其他の何事をも爲さざるべし祈の精神は即ち傳道の基礎なり眞理を傳播するの根原なり

第五章 世人の模範となるべきこと

キリスト曰く『爾曹は世の光なり地の鹽なり』と信徒がキリストより要求せらるゝこと此の如し従つて世人は我等信徒を見るとき恰も鏡の如くす信徒なる光にして輝かんか神の榮光は之が爲に大に顯るべし信徒にして鹽味を保ちなば社會を味付けて腐敗に陥らしめざるべし信徒は恰も社會の良心ともいふべきものなり而して此の良心若遲鈍に

陥らん乎社會は從つて其道念遲鈍とならん又其良心に
 て鋭敏なれば社會は從つて鋭敏に且善良に赴くべし故に
 信徒の行爲の如何は社會の行爲の標準なれば信徒たるも
 のは其責任の大なることを忘るべからず
 信徒若如何に言を以て道を世人に勸むとも其品行にして
 欠くる所あらば世人は決して其勸に從はざるなり是己は
 何物をも有たざるに人に物を與へんといふに等ければな
 り誰か之を信ぜんや然れども若其言ふところを實行する
 程の人に對しては彼等は尊敬せざらんと欲するも得ざる
 なり信徒にして其品行の修まらざるものありし爲是迄神

の榮光の蔽はれたりしこと如何ばかりなりしとするぞ言
 行一致せざりし信徒ありし爲に如何に救に入る人を礙か
 せしことぞ又嘆かはしき次第にあらずや教會はたどへば
 世間の爲の聖書なりとすれば信徒は其註解書なるべし世
 人は大に注意して此の活ける註解を讀むものなれば信徒
 たるものは身を以て世人を導く責任あることを忘るべか
 らず
 信徒たるものは世に模範を以て任せざるべからずとは實
 に榮譽の極にあらずや如何なる宗教の信徒が此の如きこ
 とを以て望まれたりや我等は唯基督信徒のみなりと信ず

るなりされば信徒たるもの此の榮譽に對しても能く其品行を慎み世人の模範たらざるべからず品行の修まらざる信徒は味なき鹽なり進んで他を感化する能はず退いて己の價値を維持する能はざるなり
 或信徒は謂へらく信徒たるものが品行を方正にすべきは勿論のことなり併し世人の模範とならねばならぬ義務ありやと我等即ち之に反問せん信徒にして世人の模範とならずば誰か能く世人の模範となるべきぞ世に此の資格を具へしもの果して是ありや皆無なりと云ふとも恐らく過言にあらざるべし信徒に傳道の責任あることは前にも已

に論じたるが如し已に傳道の責任あれば行を以て世人の模範となるべきことは論ずるまでもなきことなり何となれば傳道とは言語を以て教を説くのみにあらずして又是行を以てすることなればなり况やキリストは冒頭にも述たる如く爾曹は『世の光なり』と仰せられたるに於てをや此の如き次第なれば信徒は品行に就て大に注意せざるべからず苟も人を礙かすが如きとは斷然之を爲さざる様心掛けざるべからず聖保羅は『食物わが兄弟を礙かせば我は兄弟を礙かせざる爲に永久も肉を食はじ』と言ひしが信徒たるもの又常に此の精神を以て世に立たざるべからず况

や人を恵に導き人の品行を傷ふが如き所行に於てをや此
 の類のとはたどひ些未なりといへども行ふとあるべから
 ず信徒の一言一行は世人の皆注目する所にして到底其の
 注目を免るゝこと能はず然るを信徒にして品行亂るゝが
 如きとあらば世人は將た之を何とかいはん嗚呼信徒の品
 行は此の如く社會に環視せられ其生存發達にさへ大關係
 あるものなりとすれば注意の上にも注意し品行を方正に
 して能く世人を導かざるべからず
 行の以て世人の模範となるべきものゝ中其の最も大切な
 ることは愛なり我等の見るところによれば世人の行にして最

も欠乏せるものは即ち愛なるが如し世人の利己にして輕
 薄なる愛敵の行の如きは其の夢想にだも及ばざる所たり
 然れども基督信徒は愛を以て其標榜となし其愛の及ぶ所
 敵にまで至らんとを期す我等基督信徒の所期已に然りと
 すれば我等は奮つて之を實行せざるべからず若之をだに
 實行せば世人を感化すること亦難からざるなり亦世人を
 感化して愛の行あらしむるに至らざる以上は未だ以て愛
 を行へりとはいふべからざるなり世人は人を憎むことを
 知る然れども愛することに至りては未し彼等は己の好む
 ものか己を愛するものゝみを愛することを知るのみ未だ

以て敵を愛することを知らず信徒たるもの宜く此の邊に
注意し愛の行を完ふして世人に示し世人を導くところな
かるべからず是信徒たるもの責任なり

此の邊に注意し愛の行を完ふして世人に示し世人を導くところなるべからず是信徒たるもの責任なり

第四編 三一の神に對する義務

第一章 父なる神に對する義務

基督信徒の義務を説くに就ては若此の一編を略しなば龍
を畫きて其の眼を點ぜざるに等かるべしされど之れを詳
論するは到底此の小冊子の能くする所にあらざるが故
に今は只簡畧に之を述べん而して余の述べんとせし所は
一般人類の上帝に對する義務如何にあらざして基督信徒
たるものが父なる神に對して盡すべき義務なりとす其の
人類一般の上帝に對する義務に至りては事倫理學の範圍
に屬し余が本書を草するの主意にあらざればなり

信徒は全心全力を盡して神を敬愛せざる可らず是固より
 信徒に限りしとには非ざれども基督信徒は特に之を勉め
 ざるべからざるの義務ありとすさて全心全力でふ語は人
 の容易に口に上す語なれども之が實行に至りては決して
 容易のとにあらざ眞に全心全力を盡して神を敬愛し奉り
 居るものは誰ぞ恐らくは雨夜の星の如くならん然れども
 斯くて止むべきとにあらざれば信徒たるものは眞に全心
 全力を盡して神を敬愛し奉らざるべからず試に思へ父な
 る神が我々信徒に對して如何ばかりの慈愛を垂れ給ひし
 か我等之を思ふ時は敬愛し奉らざらんと欲するも得べか

らず若夫神を敬愛し奉ることの妨となるものあらば其何
 事たるに拘らず信徒は斷然之を斥くるの決心なかるべか
 らずたとひ生命を失ふに至るとも之を排くるの決心な加
 るべからず之に反して神を敬愛し奉ることの補助となる
 ものならば些末なるといへども勉めて之を爲さるべ
 からず全心全力を盡すとは即ち斯の如くすることの謂な
 り
 神と信徒とは父子の關係あり従つて父子の倫あることを
 記憶せざるべからず凡ての人類は皆神の子なれども特に
 信徒は神の子なり否神は信ぜざる者は其子とせられざれ

信徒のみは子とせられたり故に信徒は子として天父に
 盡す所の義務を有す而して子たるものが第一に盡すべき
 義務としいへば即ち服従なりされば信徒は天父に對して
 何處までも服従せざるべからず決して我儘の所行や神の
 命令に背くが如きことあるべからず
 信徒は天父の恩恵を暫くも忘るべからず世間普
 通の人にてても認恩の徳を欠くときは人非人と賤められ禽
 獸と等しく嘲らる然るを况や信徒に於てをや信徒は世人の
 知らざる恩恵を神より蒙り居ることなれば格別に神の恩
 恵を感謝せざるべからず天父は我等の尙罪人たりしとき

之を救ふ爲に其獨子を惜まらずして與へ給へり天父は我等
 を罰すべき筈なりしにキリストを信ずることに依りて我
 等の罪を赦し給へり天父は我等を助くる爲に聖靈を降し
 給へり我等信徒たるものは是等のことを思ふ時はなごか天
 父の恩恵深きことに感泣せざるを得んや
 信徒は父神を禮拜するの義務あり禮拜は勿論敬愛てふこ
 どの内に含まれあれど又茲に之を特記するの必要あり抑
 も神を禮拜するは信徒の特權なり勿論人は皆神を禮拜す
 されど信徒の如き精神を以て禮拜するものはあらず且夫
 神は信徒に向つて禮拜を求め給ふ信徒たるもの豈大に禮

拜を勤めずして可ならんや憐むべし世人は神を父として
禮拜すること能はず否彼等は神を父として拜するの權あ
るとなし唯此の特權を有するものは信徒のみ信徒たるも
の其榮譽に感泣し謹んで禮拜を捧げざるべけんや

第二章 キリストに對する義務

キリストと其信徒とは如何なる關係を有するものなりや
已に稱して基督信徒といふ以上は兩者の間に大關係ある
ことは亦疑ふべからざるなりキリストは其信徒の救主な
り贖主なり模範者なり保護者なり王なり祭司なり此の如
き大關係あることなれば従つて信徒たるものが基督に對

して又大なる義務あることは當然のことなり乞ふ是より
其義務の大體を述べん
我等今信徒とならざりし以前のことを回顧すれば自ら世
俗の罪惡に染まり魔鬼の桎梏の下に呻吟し死の鎖を以て
固く縛せられたりし當時のと念頭に浮び來る此の死の有
様よりして我等信徒は救ひ出されたるなり而して其救主
は誰ぞといへばイエスキリストに外ならず我等若イエス
に救はれずば今頃は果して如何なる境界に沈淪しつゝあ
るべき乎嗚呼信徒たるもの一たび此のことを思はば我等
を此の間より救ひ出し給へるキリストの恩惠は山よりも

高く海よりも深しといはざるべからず然るに信徒にして
 暫くたも此のことを忘るならば忘恩の罪免るに所なきな
 り我等已に此の恩を負ふ果して然らば基督に對して大に
 盡す所なくして可ならんや元來我等は神に對して大罪を
 犯せるものにて公義なる神より如何にしても其罰を受け
 ざるべからざりしなり然るにキリストは我等を憐み其身
 を犠牲となして十字架上の露と消え我等の爲に贖罪祭を
 獻げ我等の受くべき刑罰に代り以て神政治を完ふし斯く
 して我等信ずる所のものは初て神より赦罪せらるゝこと
 を得るに至れりキリストの苦痛キリストの死なければ我

等の罪は贖はれず赦罪の神勅は下らざるなり信徒たるも
 のは常に此の恩恵を思ひ此の恩恵の主の爲には凡何ごと
 にも其御用を勤め其恩恵の萬分一にだも酬る奉るの精
 神を失ふべからず
 キリストは信徒の模範なれば信徒たるものはキリストに
 倣ひキリストに従つて萬事を爲さるべからず聖保羅曰
 く『爾曹キリスト、イエスの意を以て意とすべし』と使徒ヨハ
 テも曰く『彼(キリスト)に居ると云ふものは彼の行し、如く
 行むべき也』とキリストも『我爾曹に例を示せり』と仰せられ
 たることありさすれば信徒たるものは能くキリストに學

びキリストの遺し置きたる例に従ひて勉め自ら小キリス
 トを以て任せざるべからず随つて又キリストの信徒に遺
 せし事業を引受け之を成就せしむることに盡力するの義
 務あるなりキリストの信徒に遺せし事業とは何ぞ曰く人
 を福音に導き人を罪惡中より救ひ出す所の大業是なり
 信徒はたどひ世人より見るときは數ふるに足らぬ輕微の
 ものなりともキリストよりは此の如き大業を預り居る
 ものなりさすれば信徒たるものゝ責任の大なること知る
 べし信徒たるもの豈自重せざるべけんや
 信徒はキリストに獻身せざるべからずキリストは我等の

救を全ふし給ひしといふ一點よりするも我等は確に獻身
 せざるべからざる義務を負ふ勿論キリストは報酬を我等
 に求むるの精神もて我等を救ひ給ひたるにあらずされど
 救はれし此身は我等の身にして我等の身にはあらず我等
 豈之を氣儘に處置するの權あるものならんやキリストは
 我等を死より救へり我等に一點感恩の念あらば獻身の心
 起るは是當然のとなり十字架を負ふてキリストに従へる
 信徒よ一旦緩急ありてキリストの爲に生命を獻げざるべ
 からざることをおらば何時にても猶豫することなく之を獻
 ぐるの決心あるべしパウロ曰く『我キリストと偕に十字架

に釘けられたり既われ生けるに非ずキリスト我にありて
 生けるなり』と然らば信徒の身体はキリストのものなり已
 にキリストのものならばその御必要に應じて之を用ひ給
 ふは随意のとなりとす我等若聊かにも不同意の感を抱
 くが如きは恐れ多き次第なりとす乞ふ一たび獻身したる
 此の身は長く其用ひ給ふが儘に任せて之を取戻さんとす
 るが如き野心を興すなかれ

第三章 聖靈に對する義務

聖靈は信徒の保護者にして且訓慰師なり而して信徒たる
 もの此の聖靈に對して如何にせざるべからざるか是我等

の次に知らんと欲する所なり或は聖靈に對しては何も義
 務なしと思ふものもあらんされど是大なる誤なり信徒は
 聖靈に對して大なる義務あるなり
 信徒は聖靈に服従するの義務ありされば聖パウロは我等
 に勧めて聖靈を熄すことなかれといへり聖靈を熄すとは
 即ち聖靈に服従せざるより起るとにて之を熄さしらんと
 すれば即ち服従せざるべからず聖靈は今日猶古の如く使
 徒等を鼓舞作興し感化薰陶したると同一の勢もて我等に
 臨む只我等の用意足らず我等の信仰薄弱にして聖靈の力
 に古今の逕庭あるかの如き感を抱かしむるのみ果して然

らば信徒たるもの聖靈の命ずることは凡何事に限らず之に従ふの決心なかるべからず聖靈我等の心中に或感動を起さしめ或は或真理を教えて之を爲さしめんとし給ふときは何を差置きても之に従はざるべからず保羅聖靈の命を受ければ『縛らるゝのみならずエルサレムに死するも亦甘ずる所なり』といふに至り、ペテロ聖靈の命を受ければ有司の前に立ち『天下の人の中に我儕の依頼て救はるべき他の名を賜はざれば也』と揚言して忌憚る所なし信徒たるものは誰にても此の覺悟なかるべからず即ち聖靈の命を受けたるものはたとひ我身に不利益のことにてても又我理解

に苦むことにてても我心の承知せざることにても我智識と反對することにてても信徒たるものは己を棄て聖靈に従はざるべからず是聖靈に對する信徒たるもの、第一の務なり
 聖靈は宇宙の森羅萬象を用ゐて我等を教訓し又殊に聖書を用ゐて教訓し給ふ我等此の教訓に接し而して之を聖靈の御教訓と思ひしときは其何事たるに限らず謹みて之に従はざるべからず然らざれば聖靈といへども我等を教訓し給ふこと能はざるなり我等の大真理を悟るに至るは漸次聖靈の教訓に従ひ行くことにあるなり

聖靈は我等の訓慰師なれば信徒は聖靈の恩恵を常に感謝
 せざるべからず信徒にして若聖靈に慰めらるゝことなけ
 れば如何に悲きものなるぞ信徒が世に捨てられ何處に行
 きても慰を得るところなく獨り鬱々と悲に堪えずして一
 室にあるとき靜に信徒を助け信徒を慰め給ふは聖靈なり
 されど信徒若聖靈我と共にありとの觀念を抱くにあらざ
 れば此の貴き慰を得るに由なからん已に聖靈の慰をば得
 る能はざれば我等は世にありて全く望なきものたるべし
 然れども我等は幸にして世人には捨らるゝも尙聖靈に慰
 めらるゝを得べし嗚呼聖靈の神の恩恵も亦大なるかな

聖靈は信徒の潔主なり我等の靈魂若聖靈に觸れ之により
 て清潔なるものとせられずば永く汚穢の内にあらざるを
 得ず然るに一朝聖靈に觸れて其の潔を受くれば新き人と
 なるを得べしキリストの所謂水と靈とに依りて新に生る
 とは此のことなり此の奇跡なからん乎我等の靈は潔まら
 ざるなりされば我等が神の子たるの地位を保つを得るに
 至りしは即ち聖靈の助による信徒たるもの此のことを思
 ふて深く感謝する所なかるべからず而して此の潔主は尙
 常に我等を潔むるに怠らざるを以て我等は其の警醒に遇
 ふごとく早く醒め改むべきは改め聖靈を憂へしめぬ様注

意すべし是聖靈に對する一義務なり
 靈氣全心に溢れ滿身皆神の殿となり我を忘れて神に忠義
 を盡さば基督教徒としての義務蓋し全きに庶幾し聖靈の
 神よ願はくは豊に我等に來り給へ而して神の御用を命じ
 給へ信徒たるの義務を果させ給へアーメン

基督信徒の義務終

明治三十一年十月廿九日印刷
 明治三十一年十月廿二日發行

著者 東京京橋區銀座四丁目二番地寄留
 發行者 堀田 達 治

印刷者 高 田 乙 三
 東京京橋區西紺屋町廿六七番地

發行所 教 文 館
 東京京橋區銀座四丁目二番地

印刷所 株式會社 秀 英 舎
 東京京橋區西紺屋町廿六七番地

... 雞 天 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命

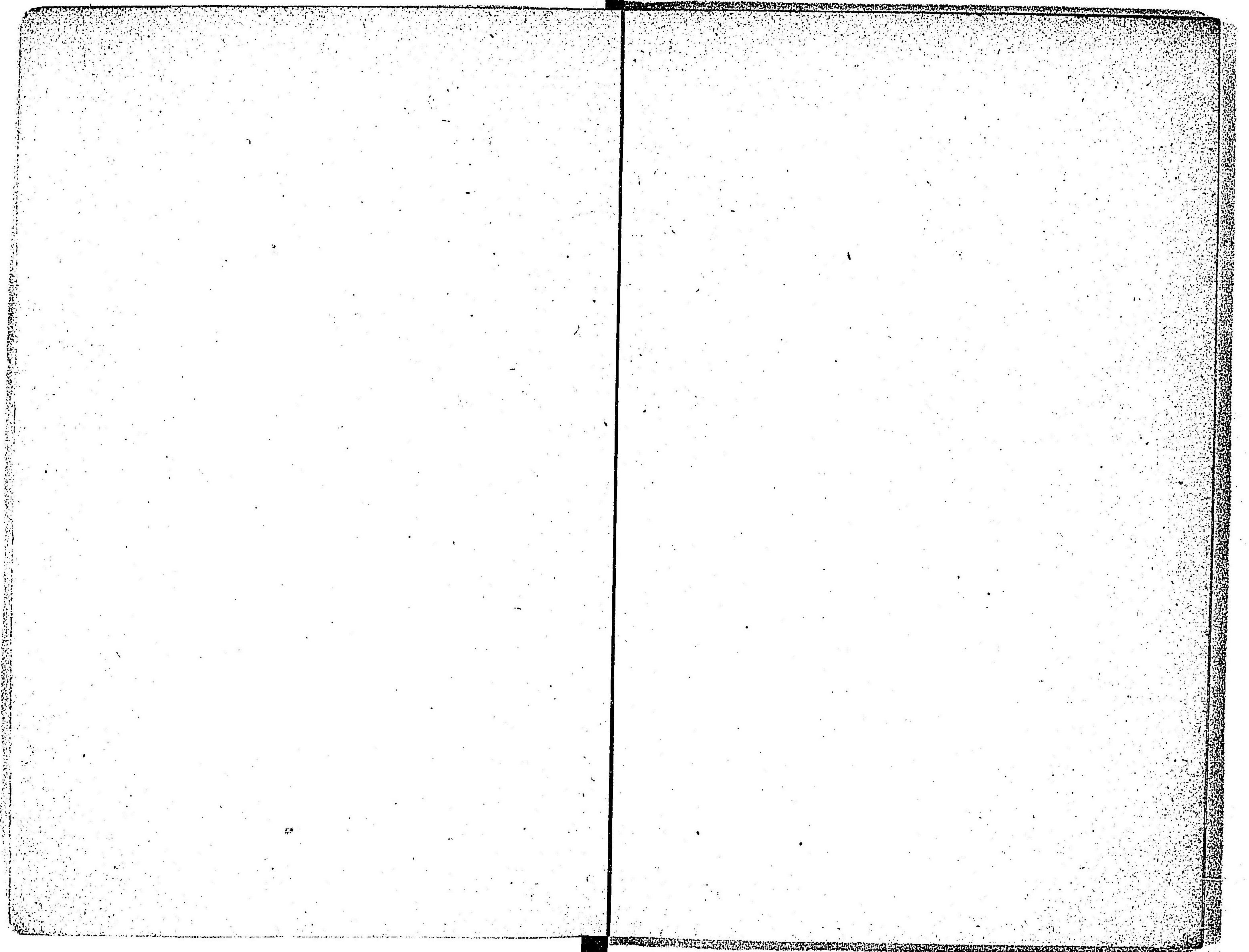
... 文 命

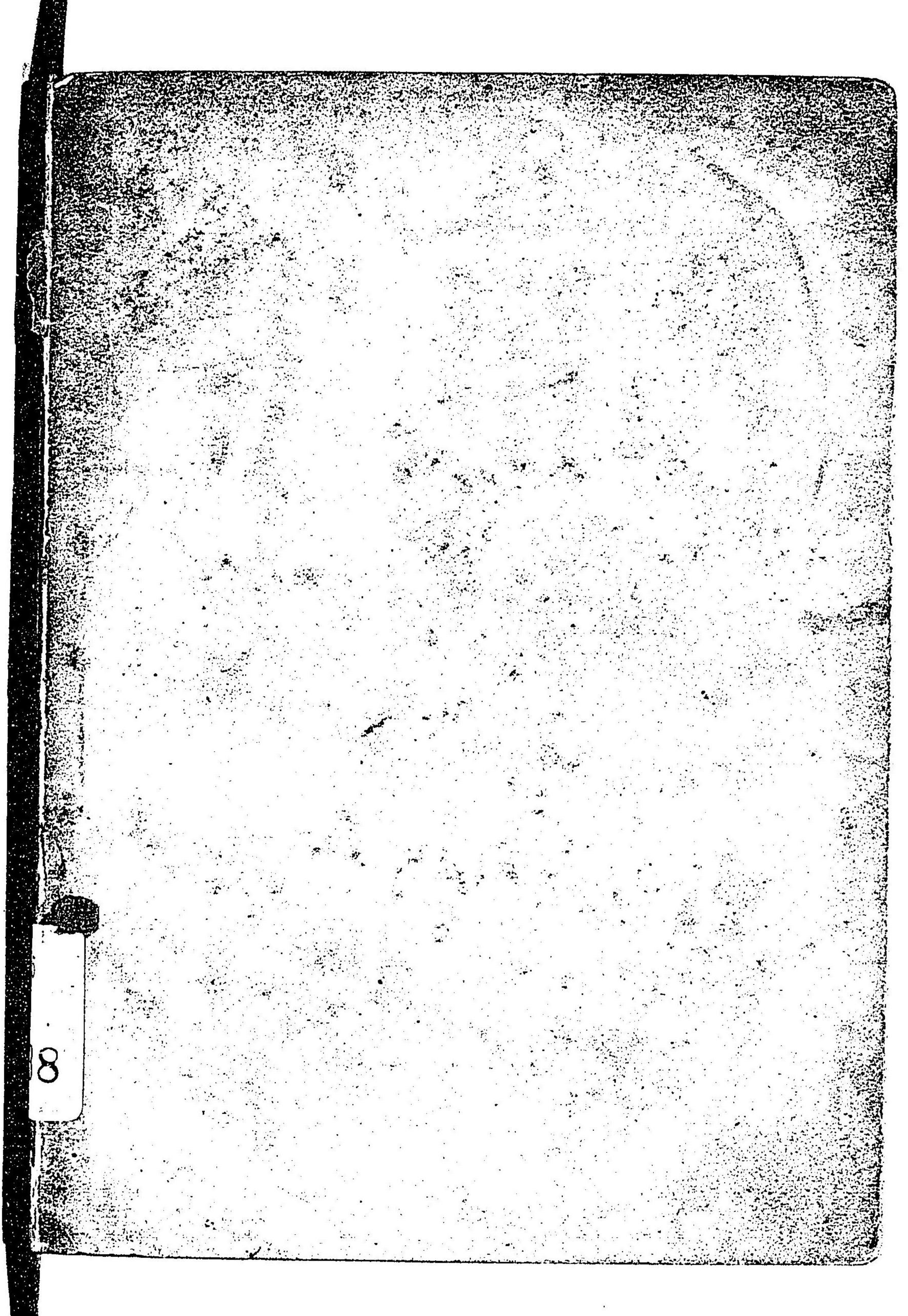
... 文 命

... 文 命

... 文 命

... 文 命





8